運営指導(実地指導)において判明した改善点等

令和5年度に市内の8事業所(グループホーム4事業所、地域密着型通所介護2事業所、居宅介護支援2事業所)に実地指導を実施した結果、次の指摘事項等がありました。

- (1) ケアプラン等
- ①文書での指摘
- ・なし
 - ②口頭での指摘
- ・なし
- (2) 人員体制
- ①文書での指摘
- ・なし
 - ②口頭での指摘
- ・なし
- (3) 運営体制
- ①文書での指摘
- ・なし
 - ②口頭での指摘
- ・なし
- (4) 運営規程及び重要事項説明書等
- ①文書での指摘
- ・重要事項説明書、契約書の日付が記入されていなかったため、必ず記入すること。
- ・契約書を利用者へ渡していないものがあったため、必ず渡すこと。
- ・従業員の個人情報の秘密保持誓約書に関して、退職後の秘密保持に関する誓約書を 完備できていないため、完備すること。
- ・重要事項説明書に記名がなかったものがあったため、必ず記名すること。
- ・ケアプランの同意書記入前にサービスが利用されているものがあったため、必ず同 意後にサービス利用開始とすること。
 - ②口頭での指摘
 - ・なし

(5)介護報酬·加算

- ①文書での指摘
- ・「医療連携体制加算」の取得要件である「重度化した場合の対応に係る指針を定め、 入居の際に、利用者又はその家族等に指針の内容を説明し同意を得ているか。」がで きていなかったため、過誤調整すること。

②口頭での指摘

- ・なし
- (6) その他
- ①文書での指摘
- ・なし
 - ②口頭での指摘
- ・なし
- (7) 今年度の指摘事項ではないが注意すべき点
- ・個人情報の取扱について十分注意すること。特に、個人情報を事業所の外部に持ち出す場合は常に携帯すること。

本年度の運営指導の結果では、加算の取得要件を満たしていないことによる 過誤調整を行いました。加算は一定の要件を満たしたことにより初めて算定可 能となります。今回の事案では、前任時には要件を満たしていたが、管理者が 変わり、加算の要件についての理解をされてないまま重要事項説明書の文言を 変更したことにより要件を満たさなくなったものです。

介護報酬については、要件を満たさないものは算定できません。必ず事業所 において、要件の確認等を適時行っていただきますようお願いいたします。

以下の事項は経過措置により、令和6年4月1日より義務となる事項になります。

- ・業務継続計画 (BCP) の作成等
- ・虐待防止に係る措置
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- ・介護職員のうち、医療福祉関係の資格を持たない職員に認知症介護基礎研 修の受講を義務付ける。

令和6年度の実地指導実施時に点検いたしますので、各事業者様は計画的に 取り組んでください。

令和6年度実施予定事業所

- ・グループホーム愛の家 岐阜羽島
- グループホーム愛の家 たけはな
- うららびより羽島
- ・デイサービスママーズまさき
- デイサービスジョイフル羽島
- デイサービスリハスル羽島
- デイサービス花りん
- ・ケアサポートセンターぬくもり
- ・介護支援センタージョイフル羽島

以上の事業所は令和6年度に実地指導予定でございます。

(予定のため変わる可能性はあります。)

メール等で順次日時の調整をさせていただきますので、ご協力の程宜しくお願い致します。